



合意成立！「あっせん」が終了しました。

4月17日に「職員給与規定改正(55歳超昇給停止)」問題に係る第2回「あっせん」が行われ、大学との間で合意書を取り交わしましたので、その内容についてお知らせいたします。

合意書

平成26年2月25日付けで島根県労働委員会にあっせん申請のあった島根大学職員組合(以下「甲」という。)と国立大学法人島根大学(以下「乙」という。)との間の労働争議(平成26年(調)第1号)について、平成26年4月17日に島根県労働委員会のあっせん員が示したあっせん案により、下記のとおり解決を図ることに合意した。

記

- 1 乙は、職員給与規定等の変更をめぐる甲との団体交渉が継続しているという状況下で、甲に対する事前の予告なく変更する旨を全学にメール配信したという手続き上の問題があったことに対して、次回の交渉の場で学長が遺憾の意を表明することとする。
- 2 乙は、団体交渉における対象事項や交渉の進捗状況、日程等諸般の事情を考慮しつつ、学長が必要と判断したときは、自ら甲との団体交渉に出席するものとする。
- 3 甲と乙は、本件労働争議の対象事項である職員給与規定等の変更により不利益を受けることとなる者への代償措置等につき、引き続き真摯に協議するものとする。
- 4 甲と乙は、労働者と使用者が対等な立場で交渉し、労働条件を労使合意によって決定するという団体交渉に対する基本的態度を守り、団体交渉を誠実にを行い、正常な労使関係の形成に努めるものとする。

平成26年4月17日

—————以下の署名部分は省略—————

合意内容の補足説明：合意文章には表記しないが、合意書作成過程で確認した内容を、補足します。

◇合意事項1について

団体交渉中にもかかわらず、一方的な不利益変更を実施したことについて、大学側は、その非を認め、次回の団体交渉の場で学長が謝罪する。

◇合意事項2について

全ての団体交渉に必ずしも学長の出席義務はないが、今回のような不利益変更をめぐる厳しい状況にあっては、交渉の進捗状況等を十分考慮し、双方の責任ある立場の人間が交渉に参加するのが通例である。大学もそうしたことを考慮し今後の交渉にあたること。以上です。

職員組合では、今回の合意にそって今後も大学当局と前向きな交渉を行う所存です。また、労働委員会より、今後こうした争議を避けるためにも、団体交渉規定を大学との間で締結しておくようアドバイスをいただきました。この点についても取り組んでまいります。

「あっせん」に係る山陰中央新報（4月22日付）の記事について

4月22日付山陰中央新報に今回のあっせんに関する記事が掲載されました。しかし、事実と異なる内容が多々含まれているため構成員のみなさまにお知らせいたします。

1. 取材方法について

今回の取材について職員組合は、大学内での交渉事案であり、マスコミの取材にはなじまないものとして電話取材には応じてきませんでした。ところが新聞社は、大学当局に対してはあたかも組合が取材に応じたかのような言動で電話取材を行い、誤った内容を記事にしています。同じように、島根県労働委員会事務局にも電話取材し、ここでも事実と異なる内容を記事にしています。

2. 事実と異なる記事内容について

①「組合側は…（略）…あっせんを申請し受理され、交渉は継続している」について

あっせんは終了し、合意書が交わされました（上記合意文書参照）。

②「県労働委は「大学側の対応は違法ではない」として…（略）…」について

島根県労働委員会事務局は違法性を判断する場ではないので、違法性に関する発言はしていない旨を山陰中央新報社地域振興部長に申し入れをしたようです。山陰中央からは、担当記者を注意しておくとの回答があったようです（県労働委より連絡）。

③「大学側は昇給停止を保留し…」について

大学側は、1月1日より昇給を停止していません（人事労務課に確認）。

以上の点をお含みおきください。

なお、組合としては、こうした記事に左右されることなく、粛々と交渉にあたる予定です。

職員組合主催 落語会と健康講話のゆうべ

真打ち登場 春雨や落雷先生

・落語（50分程度）

・健康講話（40分程度）

笑いがもたらす健康への影響、仕事の合間に座ってできるストレッチなど

◆日時：4月25日（金曜）18：00～19：30

◆場所：法文学部棟1階135教室

組合員以外の方もどうぞお気軽にご参加ください。

木戸銭は不要です。

多数のおいでをお待ち申し上げます。